

## 取締役会規則

### (目的)

第1条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、本規則の定めるところによる。

### (構成)

第2条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

### (関係者の出席)

第3条 取締役会は、必要に応じ、取締役以外の者を出席させて、その意見又は説明を求めることができる。

### (開催)

第4条 取締役会は、定時取締役会及び臨時取締役会とする。

2 定時取締役会は、原則として毎月1回開催する。

3 臨時取締役会は、必要に応じて開催する。

### (招集権者及び議長)

第5条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役社長である取締役が招集し、その議長となる。

2 執行役社長である取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

3 前2項の規定にかかわらず、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会がその委員の中から選定する取締役は、取締役会を招集することができる。

### (招集請求)

第6条 招集権者以外の取締役は、招集権者に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

2 執行役は、取締役会において定められた取締役会の招集の請求を受ける取締役に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

### (招集手続)

第7条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項の通知は、取締役会の日時及び場所を記載した書面（各取締役の承諾を得て電磁的方法により発する通知を含む。）をもって行う。ただし、緊急の場合には、口頭によることもできる。

3 第1項の規定にかかわらず、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議の方法等)

第8条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることはできない。この場合、その取締役の数は、前項の取締役の数に算入しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(決議事項及び報告事項並びに審議事項)

第9条 取締役会の決議事項及び報告事項は、別紙「取締役会決議・報告事項一覧」のとおりとし、その他の事項については執行役に決定を委任する。この場合において、決議事項であるが、その内容を精査するため、直ちに決議を行わず、審議を継続する事項を審議事項とする。

- 2 前項の決議事項であっても、緊急を要する場合、執行役社長は当該案件の処理をすることができる。ただし、その場合、直後の取締役会において処理の内容を報告し、その承認を得なければならない。
- 3 執行役社長に事故があるとき、その他執行役社長が業務を行うことができない特段の事情があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役がこれに当たる。
- 4 競業取引又は会社と自己取引をした取締役及び執行役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第10条 法令又は本規則の定めにより取締役又は執行役が取締役会に報告すべきとされた事項（3か月に1回以上報告するものとされている執行役の職務の執行状況についての報告を除く。）を取締役の全員に対して通知したときは、当該事項を取締役会において報告することを要しない。

(議事録)

第11条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項並びに決議に賛成しなかった取締役があるときはその氏名を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

- 2 第8条第3項により取締役会の決議があったものとみなされた場合には、取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。
- 3 前条により取締役会において報告することを要しないものとされた場合には、取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。
- 4 前3項の議事録並びに第8条第3項の意思表示を記載又は記録した書面又

は電磁的記録は、取締役会の日（同項の規定により取締役会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間本店に備え置く。

（改廃）

第12条 本規則の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

第1条 本規則は、平成18年9月1日から施行する。

平成18年	9月	1日	制定
平成19年	9月20日		改正
平成22年	10月	1日	改正
平成23年	10月	1日	改正
平成24年	10月	1日	改正
平成25年	6月21日		改正
平成27年	4月	1日	改正
平成27年	5月	1日	改正
平成27年	11月	4日	改正
平成29年	8月	1日	改正
平成30年	10月	1日	改正
令和2年	3月25日		改正
令和2年	4月22日		改正

## 取締役会決議・報告事項一覧

## I 取締役会決議事項

- 1 株式又は株主等に関する事項
  - (1) 株主総会の招集
  - (2) 株主総会提出議案及び報告事項（取締役及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）
  - (3) 株主総会の招集権者及び議長の決定
  - (4) 株主総会の招集権者又は議長に事故あるときの株主総会の招集権者又は議長の順序の決定
  - (5) 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定
  
- 2 指名委員会、監査委員会又は報酬委員会に関する重要事項
  - (1) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員の選定及び解職
  - (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員長の決定
  - (3) 指名委員会規則、監査委員会規則及び報酬委員会規則の制定及び改廃
  
- 3 取締役、取締役会又は執行役に関する事項
  - (1) 取締役会の招集権者及び議長の決定
  - (2) 取締役会の招集権者又は議長に事故あるときの招集権者又は議長の順序の決定
  - (3) 執行役から取締役会の招集の請求を受ける取締役の決定
  - (4) 取締役又は執行役と当会社との間の取引並びに取締役又は執行役の競争取引の承認
  - (5) 取締役又は執行役の責任軽減の決定
  - (6) 取締役会規則の制定及び改廃
  - (7) 取締役会の実効性の評価
  - (8) 執行役の選任及び解任
  - (9) 代表執行役の選定及び解職
  - (10) 役付執行役の選定及び解職
  - (11) 執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項の決定
  - (12) 執行役選解任基準の制定及び改廃

注 内部監査を所管する執行役の選任、解任及び職務の分掌等の変更にあたっては、事前に監査委員会の同意を得るものとする。
  
- 4 決算に関する重要事項
  - (1) 計算関係書類並びに事業報告及びその附属明細書の承認
  - (2) 剰余金の配当等（会社法第459条第1項各号に定める事項）

- 5 内部統制及びコーポレートガバナンスに関する事項
  - (1) 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項の決定
  - (2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当会社及びその子会社から成る企業集団の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
  - (3) コーポレートガバナンスに関する基本方針の制定及び改廃
  
- 6 組織再編等に関する事項
  - (1) 吸収型再編及び新設型再編に係る契約の締結又は計画の決定
  - (2) 事業譲渡等に係る契約の締結
  
- 7 特に重要な業務執行に関する事項
  - (1) 特に重要な業務提携の決定
  - (2) 特に重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財等（銀行融資等の借入、約束手形の振出し、為替手形の引き受け、債務保証、保証予約、ファイナンス・リース、デリバティブ取引等を除く。）の決定（金額基準300億円以上）
  - (3) 20億円以上のグループ内取引（当社が全ての議決権を所有する子会社との取引を除く。）の決定
  
- 8 その他の重要事項
  - (1) 経営の基本方針の決定
  - (2) 監査委員が当事者である訴えに係る訴訟において当会社を代表する者の決定
  - (3) 株主総会の決議により委任された事項の決定
  - (4) 保険計理人の選任及び解任
  - (5) 監督官庁への重要な報告内容のうち取締役会で決議することが相当と判断したものの決定
  - (6) その他法令上又は定款上取締役会において決議すべき事項の決定
  - (7) その他取締役会で決議することが相当と判断した事項の決定

## Ⅱ 取締役会報告事項

- 1 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の職務の執行の状況
- 2 執行役の職務の執行の状況
- 3 取締役又は執行役の競業取引又は利益相反取引に関する重要な事実
- 4 当社の主要株主と当社との間の非定型的な取引に関する重要な事実

- 5 当社への監督官庁からの命令のうち重要なもの
- 6 監督官庁への重要な報告内容（決議事項を除く。）
- 7 I（取締役会決議事項）－7（特に重要な業務執行に関する事項）実施後の状況
- 8 経営会議の協議内容
- 9 取締役又は執行役が取締役会に報告することが相当と判断した事項